

## 5.1 社会的状況

### 5.1.1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口

関係市町の人口等の状況は表5.1.1-1に、人口の推移は図5.1.1-1に示すとおりである。

計画地が位置する入間市の令和6年1月における人口は143,099人であり、平成5年から横ばい傾向であり、関係市町の中で最も人口が多い。また、ほぼ人口が近似している青梅市も平成5年から横ばい傾向で推移している。その他の市町として、飯能市、羽村市及び瑞穂町も平成5年から横ばい傾向である。

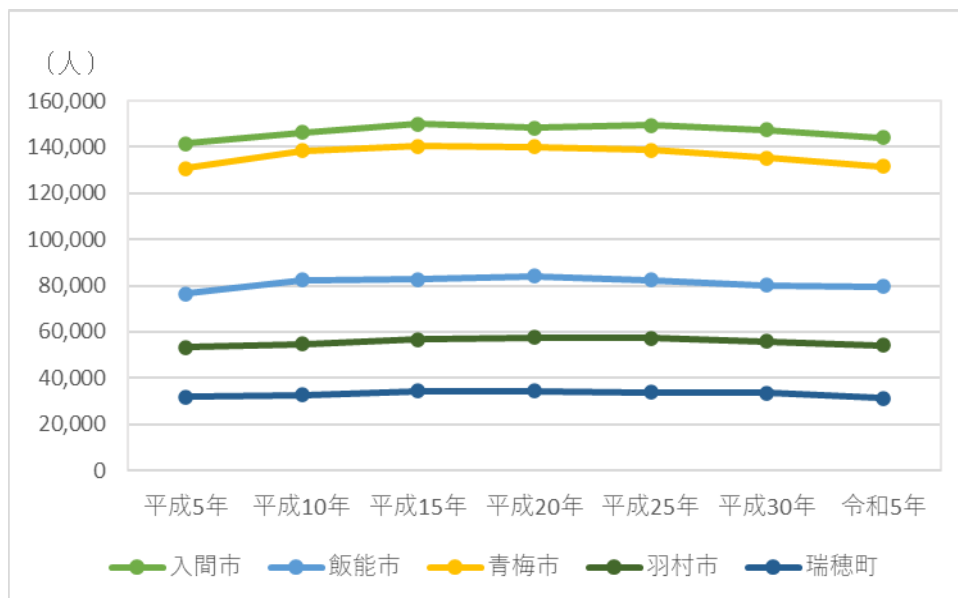
表5.1.1-1 人口・世帯数の状況(令和6年1月1日現在)

市町	人口(人)			世帯数 (世帯)	面積 (k m <sup>2</sup> )	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )
	男	女	総数			
入間市	70,262	72,837	143,099	62,875	44.69	3,202.0
飯能市	39,836	39,752	79,488	34,608	193.05	412.3
青梅市	65,267	64,445	130,712	57,903	103.31	1,265.2
羽村市	27,284	26,675	53,959	24,736	9.90	5,450.4
瑞穂町	15,718	15,509	31,227	13,415	16.85	1,853.2

備考：令和6年1月1日現在

出典：「埼玉県推計人口(時系列データ)」(埼玉県ホームページ)

「東京都の統計」(東京都ホームページ)



備考：各年1月1日現在

出典：「埼玉県推計人口(時系列データ)」(埼玉県ホームページ)

「東京都の統計」(東京都ホームページ)

図5.1.1-1 人口の推移

(2) 産業

関係市町の産業分類別従業者数は、表5.1.1-2に示すとおりである。

入間市では製造業の割合が最も多く、その他の関係市町の青梅市は医療、福祉の割合が、飯能市、羽村市及び瑞穂町においては製造業の割合が最も多い。

表5.1.1-2 産業分類別従業者数の状況

3部門	大分類	入間市		飯能市		青梅市		羽村市		瑞穂町	
		従事者数(人)	構成比(%)	従事者数(人)	構成比(%)	従事者数(人)	構成比(%)	従事者数(人)	構成比(%)	従事者数(人)	構成比(%)
第1次産業	農業、林業	62	0.1	32	0.1	73	0.2	35	0.1	43	0.2
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	38	0.1	27	0.1	2	0.0	—	—
	建設業	2,595	5.2	1,481	5.5	2,728	5.7	965	4.0	1,010	4.7
	製造業	13,529	27.0	5,419	20.1	10,010	21.0	7,921	33.2	7,828	36.4
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	142	0.5	208	0.4	49	0.2	—	—
	情報通信業	235	0.5	107	0.4	306	0.6	223	0.9	7	0.0
	運輸業、郵便業	3,958	7.9	1,658	6.2	1,966	4.1	1,044	4.4	2,878	13.4
	卸売業、小売業	10,752	21.5	4,877	18.1	9,253	19.5	2,678	11.2	4,039	18.8
	金融業、保険業	640	1.3	695	2.6	803	1.7	342	1.4	130	0.6
	不動産業、物品賃貸業	845	1.7	453	1.7	675	1.4	404	1.7	386	1.8
	学術研究、専門・技術サービス業	594	1.2	339	1.3	1,583	3.3	1,830	7.7	123	0.6
	宿泊業、飲食サービス業	4,280	8.6	2,861	10.6	3,951	8.3	2,453	10.3	1,035	4.8
	生活関連サービス業、娯楽業	2,519	5.0	1,639	6.1	2,145	4.5	721	3.0	872	4.1
	教育、学習支援業	1,863	3.7	1,387	5.2	716	1.5	634	2.7	132	0.6
	医療、福祉	5,855	11.7	4,351	16.2	10,523	22.1	2,946	12.3	1,454	6.8
	複合サービス事業	192	0.4	265	1.0	505	1.1	311	1.3	66	0.3
	サービス業(他に分類されないもの)	2,099	4.2	1,184	4.4	2,084	4.4	1,301	5.5	1,506	7.0
総数		50,018	100.0	26,928	100.0	47,556	100.0	23,859	100.0	21,509	100.0

出典：「第69回 埼玉県統計年鑑（令和4年）」（令和5年1月、埼玉県総務部統計課）

「第73回 東京都統計年鑑（令和3年）」（令和5年3月、東京都総務局統計部調整課）

## 5.1.2 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地利用面積は、表5.1.2-1に示すとおりである。

入間市の地目別土地利用面積は住宅が最も多く、全体の42.3%を占めている。次いで、畑が25.4%、山林が15.4%となっており、宅地の面積が大きい。その他の関係市町については、飯能市及び青梅市では山林が、羽村市及び瑞穂町においては、宅地の割合が最も多くなっている。

表5.1.2-1 地目別土地利用面積(令和5年4月1日現在)

地目 市町	項目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
入間市	面積 (ha)	2.8	882.6	1,472.9	0.8	535.8	—	0.0	583.1
	構成比 (%)	0.1	0.3	0.4	0.0	15.4	—	0.0	16.8
飯能市	面積 (ha)	87.1	782.4	1,080.9	20.2	4,901.3	—	101.2	816.4
	構成比 (%)	1.1	10.0	13.9	0.3	62.9	—	1.3	10.5
青梅市	面積 (ha)	18.6	383.9	1,273.0	0.5	3,253.1	—	508.9	362.0
	構成比 (%)	0.3	6.6	21.9	0.0	56.1	—	8.8	6.2
羽村市	面積 (ha)	4.5	29.2	548.1	0.4	4.4	—	0.0	14.5
	構成比 (%)	0.7	4.9	91.2	0.1	0.7	—	0.0	2.4
瑞穂町	面積 (ha)	0.0	243.6	506.2	0.0	50.1	—	0.1	85.7
	構成比 (%)	0.0	27.5	57.1	0.0	5.7	—	0.0	9.7

出典：「第69回 埼玉県統計年鑑（令和4年）」（令和5年1月、埼玉県総務部統計課）

「第73回 東京都統計年鑑（令和3年）」（令和5年3月、東京都総務部統計部調整課）

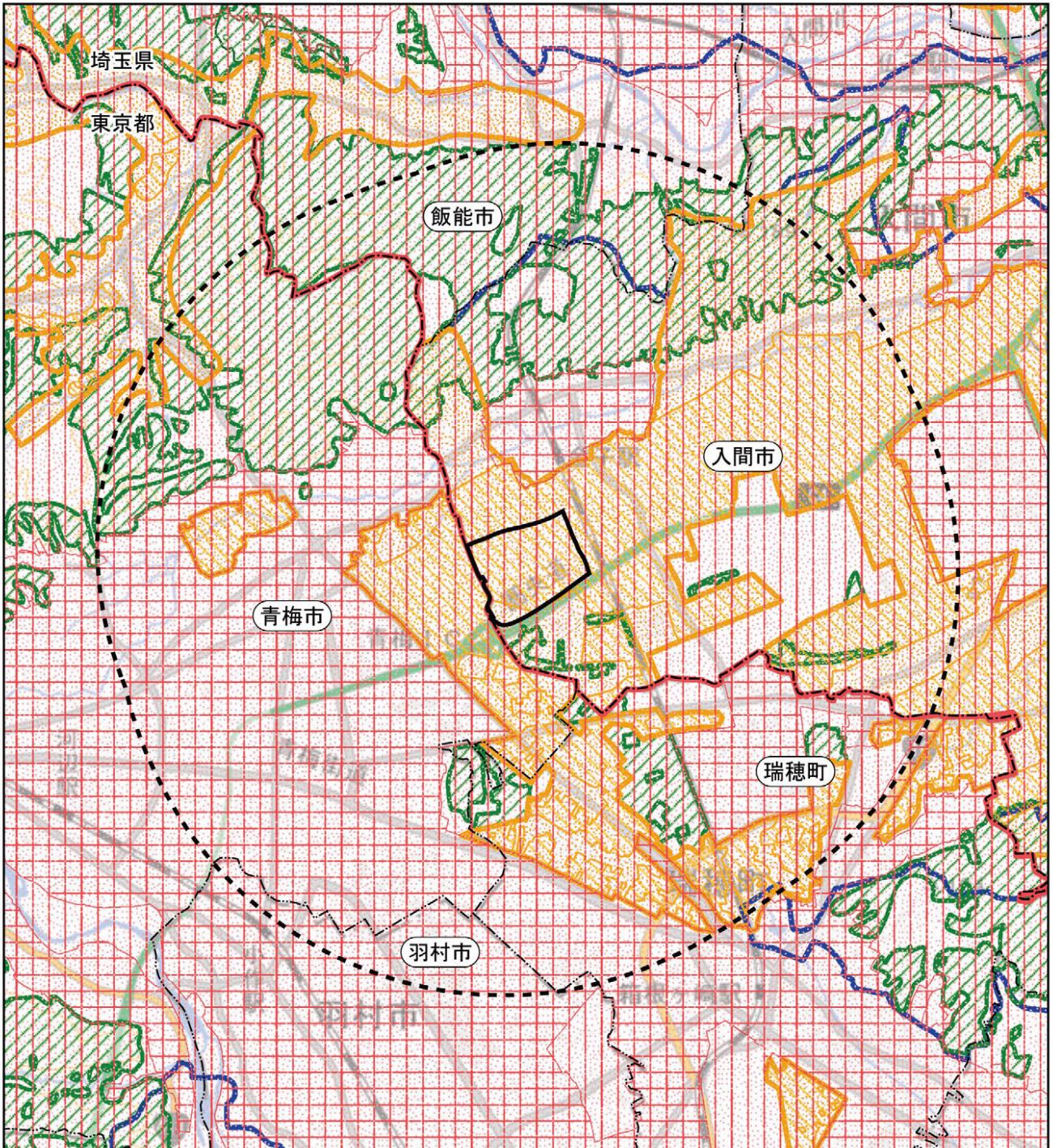
### (2) 土地利用計画の状況

計画地及び周辺の土地利用基本計画図は、図5.1.2-1に示すとおりである。

計画地及び周辺は、主に市街化調整区域であり、計画地は全域が市街化調整区域、農用地区域に指定されている。また、計画地周辺は、約1kmの範囲は概ね市街化調整区域、農用地区域であり、北側には森林地域、概ね西側が市街化区域、東側のほか南側の一部に農用地区域が指定されている地域が広がっている。

計画地及び周辺の都市計画図は、図5.1.2-2に示すとおりである。

計画地では、用途地域は指定されていない。

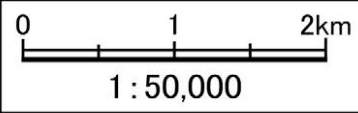


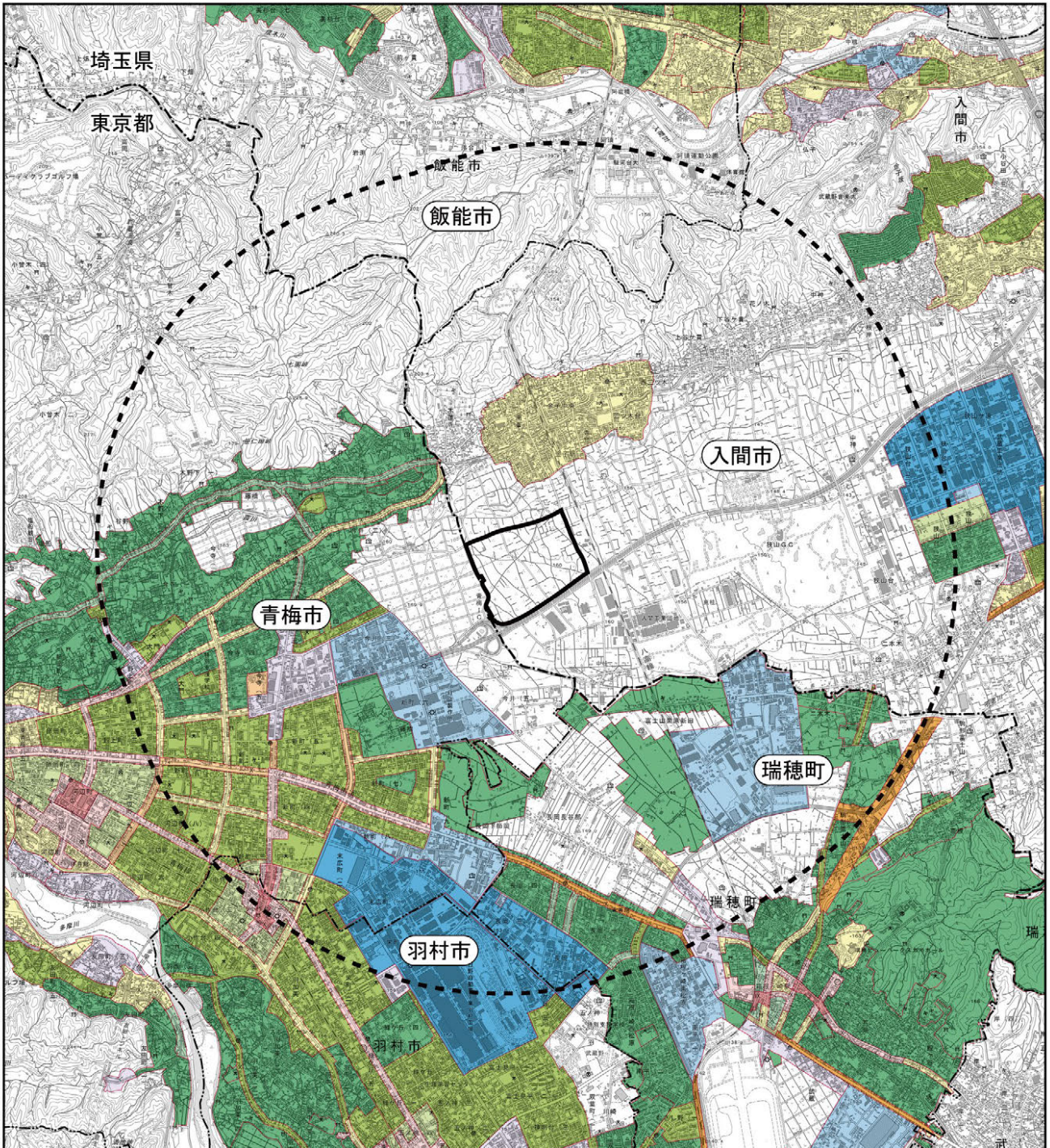
資料：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（令和5年7月閲覧、国土交通省ホームページ）

凡 例

- |   |                               |   |            |  |               |
|---|-------------------------------|---|------------|--|---------------|
|  | : 計画地                         |  | : 都市地域     |  | : 農用地区域       |
|  | : 都県界                         |  | : 市街化区域    |  | : 森林地域        |
|  | : 市町界                         |  | : 市街化調整区域  |  | : 地域森林計画対象民有林 |
|  | : 計画地及び<br>アクセス道路の<br>境界から3km |  | : その他の用途地域 |  | : 保安林         |
|   |                               |  | : 農業地域     |  | : 自然公園地域      |

図5.1.2-1 土地利用基本計画図



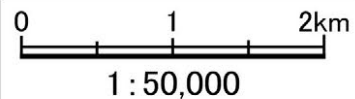


凡例

この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。  
資料：「国土数値情報 用途地域データ」（令和元年度、国土交通省）

- |   |                               |   |                |   |          |
|---|-------------------------------|---|----------------|---|----------|
|  | : 計画地                         |  | : 第一種低層住居専用地域  |  | : 準住居地域  |
|  | : 都県界                         |  | : 第二種低層住居専用地域  |  | : 近隣商業地域 |
|  | : 市町界                         |  | : 第一種中高層住居専用地域 |  | : 商業地域   |
|  | : 計画地及び<br>アクセス道路の<br>境界から3km |  | : 第二種中高層住居専用地域 |  | : 準工業地域  |
|   |                               |  | : 第一種住居地域      |  | : 工業地域   |
|   |                               |  | : 第二種住居地域      |  | : 工業専用地域 |

図5.1.2-2 都市計画図



### 5.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川及び湖沼の状況

計画地周辺の河川の分布状況は、図5.1.3-1に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地の北側を窪堀のほか、水路が東西に一部暗渠となり流れており、北東方向へ流れて、一級河川霞川に合流している。

#### (2) 上水道

関係市町における水道の状況は、表5.1.3-1に示すとおりである。計画地が位置する入間市の水道普及率は、100%である。

表5.1.3-1 水道の状況(令和3年度)

市町	行政区域内 総人口(A) (人)	計画給水 人口(B) (人)	現在給水 人口(C) (人)	普及率 (C)/(A) (%)
入間市	144,425	156,000	144,365	100.0%
飯能市	79,617	108,500	76,145	95.6%
青梅市	132,006		130,817	99.1%
羽村市	54,514	60,000	54,450	99.9%
瑞穂町	31,458		31,458	100.0%

出典：「埼玉県の水道 令和4年度版(令和3年度水道統計調査資料)」(令和5年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課)  
「第73回 東京都統計年鑑(令和3年)」(令和5年3月、東京都総務部統計部調整課)

#### (3) 農業用水

計画地は主として畑地等の耕作地として利用されており、計画地及び周辺には、農業用水路の整備はされていない。

入間市の地形は北西に高く南東に低くなっており、主に農業用水としては自動車にて貯水タンクを運搬して散水して、利用されている。

#### (4) 内水面漁業

計画地及び周辺における内水面漁業の内容は、表5.1.3-2に示すとおりである。

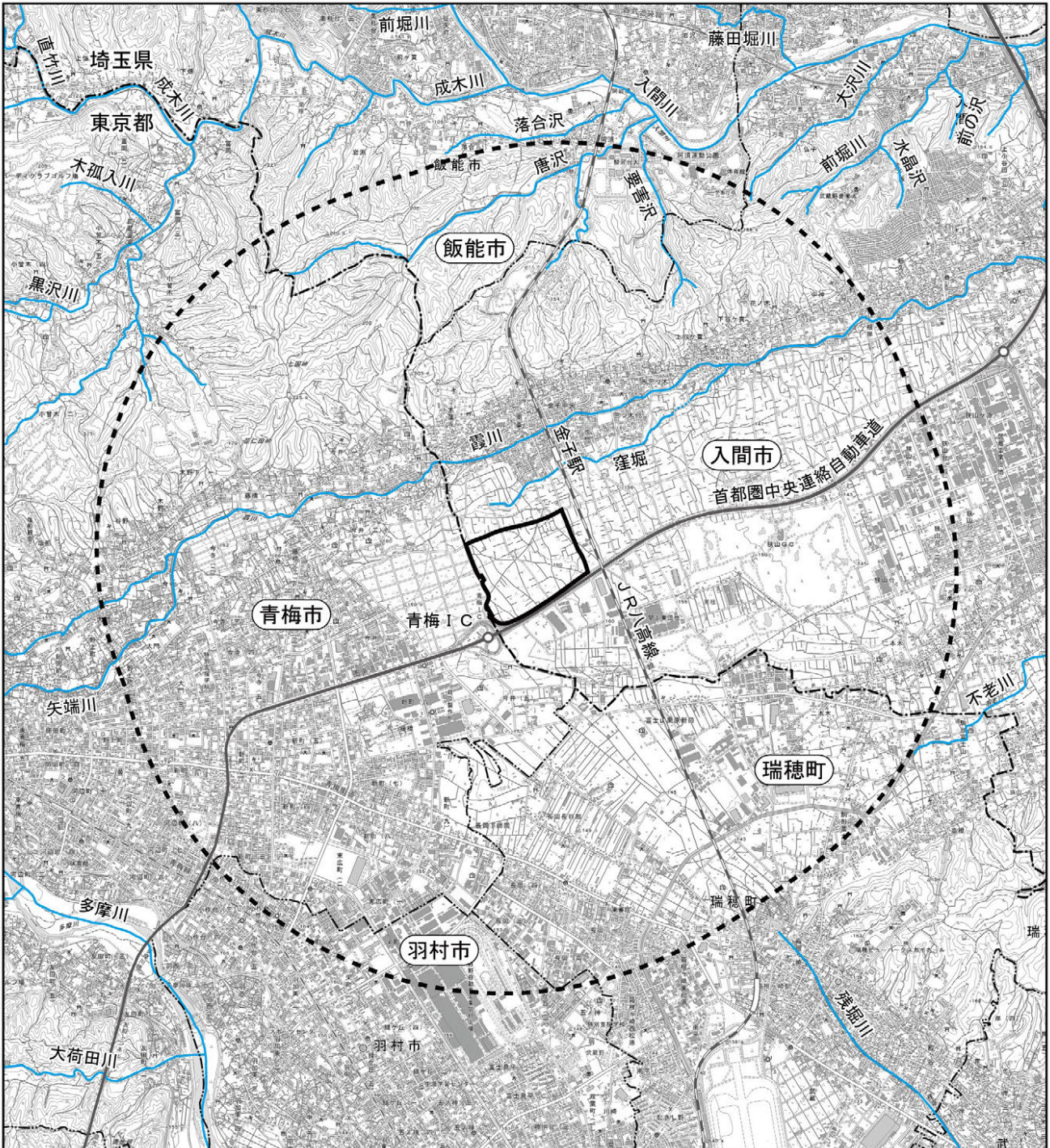
計画地及び周辺に流れている霞川において、漁業権が設定されている。

表5.1.3-2 漁業権の内容

河川名	免許番号	漁業権者	魚種
霞川	共第3号	武蔵漁業協同組合 埼玉西部漁業協同組合 入間漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、 こい、ふな、うなぎ、どじょう、か じか、わかさぎ、なまず

出典：「埼玉の水産/埼玉県共第3号五種共同漁業権漁場」（埼玉県ホームページ）

「埼玉の水産/埼玉県知事の第五種共同漁業権漁場・魚種総括表」（埼玉県ホームページ）



この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。  
 資料：「国土数値情報 河川データ」（平成20年度、国土交通省）」

凡例






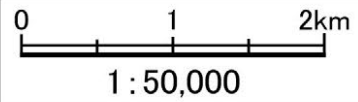
-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 計画地及びアクセス道路の境界から3km
-  : 河川、水路

図5.1.3-1 河川の分布状況





### (5) 地下水の利用状況

関係市町における地下水採取量の推移は、表5.1.3-3に示すとおりである。

入間市の地下水採取量は、令和2年まで減少傾向であったが、令和3年から建築物用としての利用が大幅に増加している。なお、地下水の用途は、入間市、飯能市及び青梅市で水道用としての利用がなく、羽村市で水道用の利用が顕著に多い。

表5.1.3-3 地下水採取量の推移

単位：m<sup>3</sup>/日

市町	用途	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
入間市	水道用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建築物用	517.4	514.8	399.7	405.4	684.3
	工業用	579.9	579.6	524.7	438.1	513.9
	計	1,097.3	1,094.4	924.4	843.5	1,198.2
飯能市	水道用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建築物用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	工業用	682.0	1,232.0	1,244.0	1,347.0	553.0
	計	682.0	1,232.0	1,244.0	1,347.0	553.0
青梅市	水道用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建築物用	536.0	526.0	519.0	517.0	490.0
	工業用	1,211.0	1,129.0	1,113.0	1,085.0	1,090.0
	計	1,747.0	1,655.0	1,632.0	1,602.0	1,580.0
羽村市	水道用	18,755.0	18,628.0	18,009.0	18,058.0	17,842.0
	建築物用	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0
	工業用	1,397.0	1,369.0	1,458.0	2,163.0	2,090.0
	計	20,156.0	20,001.0	19,471.0	20,224.0	19,935.0
瑞穂町	水道用	471.0	490.0	490.0	525.0	446.0
	建築物用	52.0	40.0	24.0	22.0	32.0
	工業用	1,472.0	1,455.0	1,464.0	1,321.0	1,381.0
	計	1,995.0	1,985.0	1,978.0	1,868.0	1,859.0

※東京都は、数値は揚水量報告書集計値。「上水道等」から「上水道」を引いた値を「その他」に加算した。

※建築物用⇒指定作業場、工業用は工場の数値で入力

出典：「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和3年度観測成果）」（令和5年1月、埼玉県環境部水環境課）

「東京都地盤沈下調査報告書（平成29年～令和3年）」（令和5年4月、東京都土木技術支援・人材育成センター）

## 5.1.4 交通の状況

### (1) 主要交通網

計画地周辺における交通網の状況は、図5.1.4-1に示すとおりである。

計画地周辺では、計画地の南側に隣接して圏央道が東西に、計画地の北側には隣接して入間市道幹37号線、西側には入間市道幹36号線が南北に走っており、計画地の南西側には、圏央道青梅ICが位置している。

### (2) 道路交通量

計画地周辺の自動車交通量は表5.1.4-1に、自動車交通量調査区間は図5.1.4-2に示すとおりである。

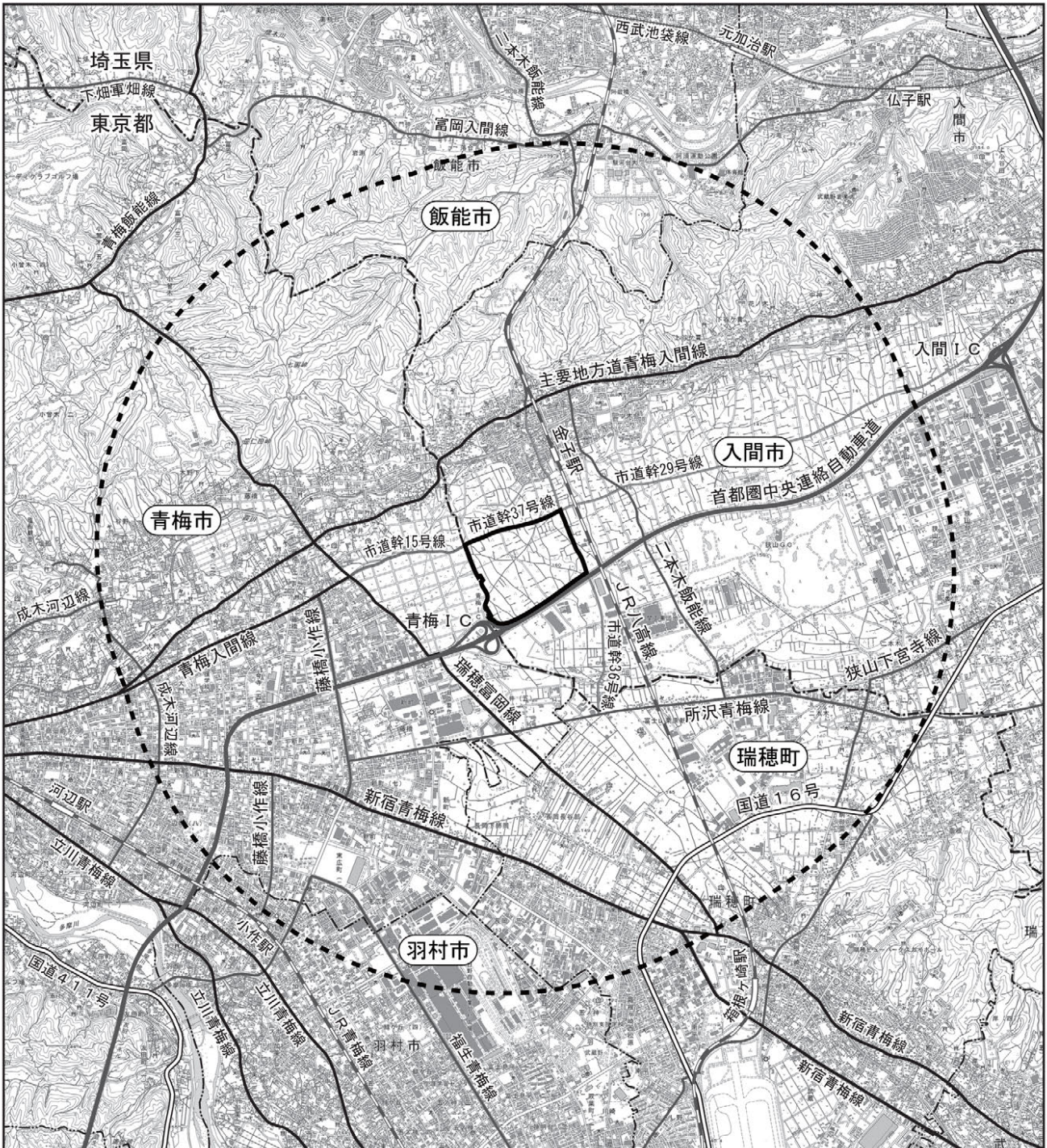
交通量が最も多かったのは、計画地南側を走る一般国道468号（圏央道）で、昼間12時間自動車交通量が合計45,824台、24時間自動車交通量が合計68,337台であった。

表5.1.4-1 自動車交通量(令和3年度)

番号	路線名	調査区間		昼間12時間交通量(台)			24時間交通量(台)		
		起点側	終点側	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般国道468号 (圏央道)	立川青梅線	青梅市・入間市境	25,434	19,793	45,227	32,262	35,584	67,846
2		青梅市・入間市境	入間IC	25,707	20,117	45,824	32,720	35,617	68,337
3	一般国道16号	羽村瑞穂線	瑞穂あきる野 八王子線	10,852	5,083	15,935	15,290	8,613	23,903
4	瑞穂富岡線	新宿青梅線	一般国道468号 (圏央道)	11,085	2,287	13,372	14,655	3,130	17,785
5		一般国道468号 (圏央道)	青梅入間線	7,447	1,280	8,727	9,540	1,718	11,258
6		青梅入間線	青梅飯能線	8,764	1,434	10,198	11,350	2,009	13,359
7	青梅入間線	青梅飯能線	青梅市・入間市境	4,012	462	4,474	5,003	634	5,637
8		青梅市・入間市境	一般国道16号	6,180	443	6,623	7,861	815	8,676
9	青梅入間線	青梅飯能線	瑞穂富岡線	5,347	885	6,232	6,834	1,205	8,039
10	新宿青梅線	羽村瑞穂線	新宿青梅線	24,543	4,816	29,359	33,679	7,717	41,396
11		新宿青梅線	立川青梅線	17,046	2,071	19,117	22,634	3,556	26,190
12	新宿青梅線	瑞穂富岡線	新宿青梅線	9,005	1,286	10,291	11,689	1,895	13,584
13	成木河辺線	山根通り	青梅入間線	4,778	340	5,118	5,943	557	6,500
14		青梅入間線	立川青梅線	4,276	322	4,598	5,291	502	5,793
15	藤橋小作線	青梅入間線	青梅入間線	4,012	462	4,474	5,003	634	5,637
16		青梅入間線	新宿青梅線	7,506	445	7,951	9,457	879	10,336
17		新宿青梅線	羽村市小作駅東口	3,345	404	3,749	4,179	545	4,724
18	福生青梅線	羽村瑞穂線	青梅市・羽村市境	9,050	1,161	10,211	11,645	1,731	13,376
19		青梅市・羽村市境	立川青梅線	9,724	1,041	10,765	12,532	1,678	14,210
20	富岡入間線	青梅市・飯能市境	飯能市・入間市境	8,500	572	9,072	10,800	1,084	11,884
21	二本木飯能線	所沢青梅線	瑞穂町・入間市境	6,998	1,546	8,544	9,173	2,020	11,193
22		瑞穂町・入間市境	青梅入間線	5,590	1,372	6,962	7,305	1,746	9,051
23		青梅入間線	富岡入間線	7,286	1,186	8,472	9,442	1,656	11,098
24	所沢青梅線	一般国道16号	藤橋小作線	8,015	1,699	9,714	10,612	2,308	12,920
25	狭山下宮寺線	一般国道16号	瑞穂町・入間市境	2,752	372	3,124	3,371	472	3,843
26		瑞穂町・入間市境	一般国道16号	1,272	210	1,482	1,536	257	1,793

備考：斜体で示した交通量は推定値を示す。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(国土交通省ホームページ)



この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例










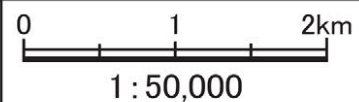
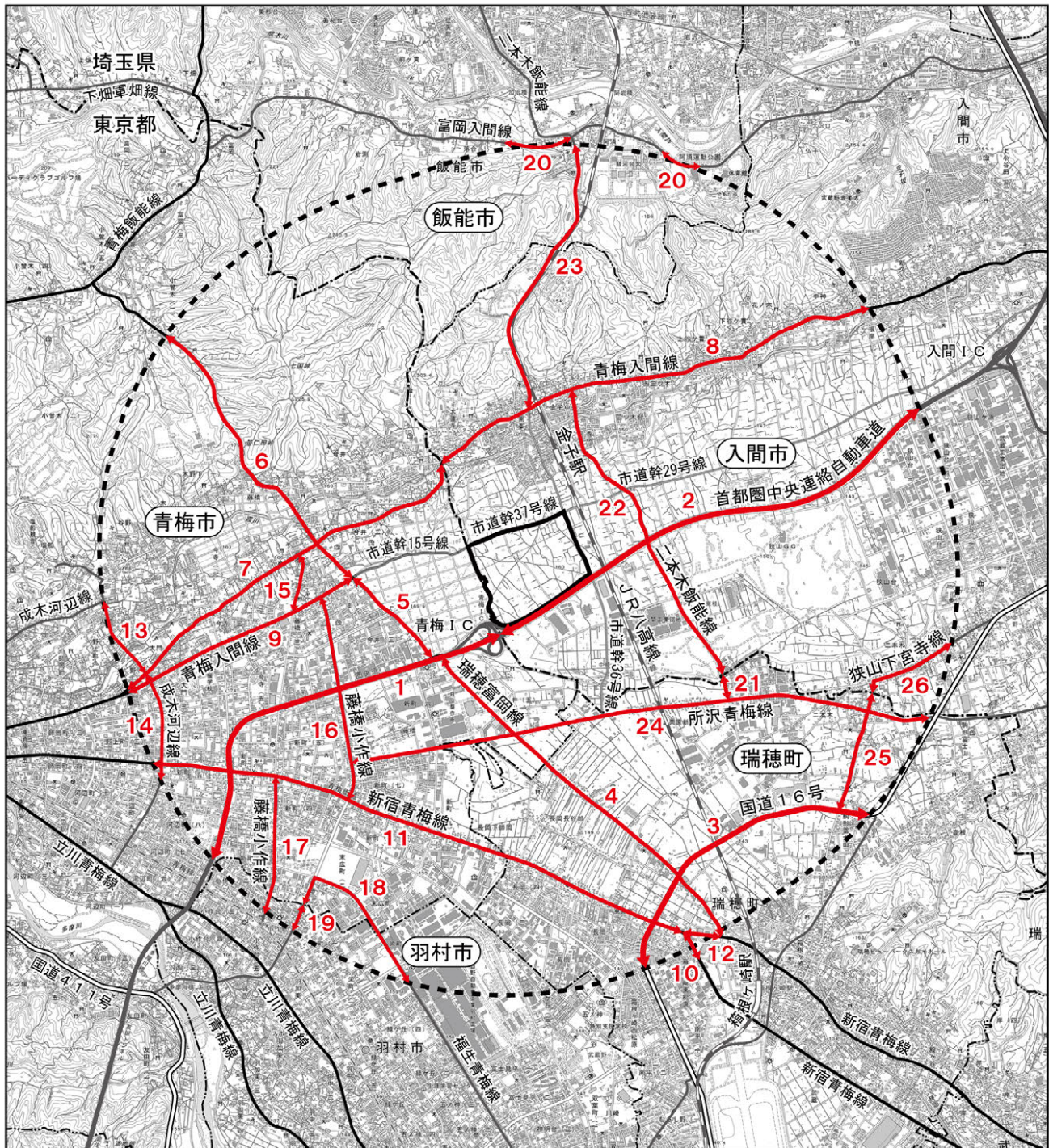
- |   |                                 |   |           |
|---|---------------------------------|---|-----------|
|  | : 計画地                           |  | : JR線     |
|  | : 都県界                           |  | : 高規格幹線道路 |
|  | : 市町界                           |  | : 一般国道    |
|  | : 環境に影響を及ぼす範囲<br>(計画地敷地境界から3km) |  | : 主要地方道   |
|   |                                 |  | : 一般県道    |

図5.1.4-1 交通網図





この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例










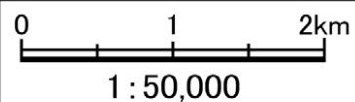
- |   |                                 |   |              |
|---|---------------------------------|---|--------------|
|  | : 計画地                           |  | : 自動車交通量調査区間 |
|  | : 都県界                           |  | : 高規格幹線道路    |
|  | : 市町界                           |  | : 一般国道       |
|  | : 環境に影響を及ぼす範囲<br>(計画地敷地境界から3km) |  | : 主要地方道      |
|   |                                 |  | : 一般県道       |

図5.1.4-2 交通量調査区間



### 5.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

#### (1) 環境保全についての配慮が必要な施設

計画地周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表5.1.5-1(1)～(3)及び図5.1.5-1～3に示すとおりである。

計画地から最も近い環境保全についての配慮が必要な施設としては、計画地の北西側約600mに「児童養護施設 今井城学園」がある。

表5.1.5-1(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(教育・文化)

番号	分類	名称	所在地	
1	幼稚園	ねむのき幼稚園(認定こども園)	青梅市新町2-33-4	
2		さかえ幼稚園	羽村市栄町1-7-3	
3	認定こども園	青梅エンゼル保育園	青梅市新町8-3-8	
4		認定こども園あすなろ	羽村市小作台1-6-32	
5	小学校	金子小学校	入間市大字西三ツ木150	
6		第三小学校	青梅市大門2-317	
7		新町小学校	青梅市新町5-21-1	
8		霞台小学校	青梅市新町1-35-1	
9		今井小学校	青梅市今井2-947-1	
10		若草小学校	青梅市新町1-15-1	
11		藤橋小学校	青梅市藤橋3-13-1	
12		東小学校	青梅市新町3-72-1	
13		瑞徳第二小学校	瑞徳町大字長岡長谷部250	
14		瑞徳第三小学校	瑞徳町大字二本木670	
15		中学校	金子中学校	入間市大字西三ツ木187
16			第三中学校	青梅市大門2-301
17			新町中学校	青梅市新町5-20-1
18			泉中学校	青梅市新町1-37
19	東中学校		青梅市新町3-72-1	
20	瑞徳第二中学校		瑞徳町大字箱根ヶ崎1172	
21	高等学校	東野高等学校	入間市二本木112-1	
22		青峰学園	青梅市大門3-12	
23	大学	駿河台大学	飯能市阿須698	
24	公民館	金子地区センター	入間市大字寺竹535-1	
25		新町市民センター	青梅市新町4-17-1	
26		今井市民センター	青梅市今井2-908-1	
27		大門市民センター	青梅市大門2-288	
28		長岡会館	瑞徳町大字長岡長谷部248	
29		長岡南会館	瑞徳町長岡四丁目6-4	
30		長岡コミュニティセンター	瑞徳町大字箱根ヶ崎1180	
31		元狭山コミュニティセンター	瑞徳町大字二本木673-1	
32	図書館	図書館 金子分館	入間市寺竹535-1	
33		今井図書館	青梅市今井2-908-1 今井市民センター1階	
34		新町図書館	青梅市新町4-17-1 新町市民センター1階	
35		大門図書館	青梅市大門2-288 大門市民センター1階	
36		長岡コミュニティセンター図書室	瑞徳町大字箱根ヶ崎1180 長岡コミュニティセンター内	
37	文化施設	瑞徳町郷土資料館 けやき館	瑞徳町大字駒形富士山316-5	
38		元狭山ふるさと思い出館	瑞徳町大字二本木710	
39	社会教育施設	耕心館	瑞徳町大字駒形富士山317-1	
40	体育館	市民体育館	飯能市大字阿須812-3	

出典：「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育委員会ホームページ)  
「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)

表5.1.5-1(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉)

番号	分類	名称	所在地
1	保育所	二本木保育所	入間市二本木231-1
2		金子第一保育所	入間市大字南峯75
3		金子第二保育所	入間市大字花ノ木142
4		あゆみ保育園	青梅市新町9-2153-3
5		今井保育園	青梅市今井2-1125-2
6		今寺保育園	青梅市今寺1-531-2
7		かずみ台第一保育園	青梅市大門2-253
8		かずみ台第二保育園	青梅市野上町3-12-1
9		かずみ台第三保育園	青梅市谷野191-1
10		新町保育園	青梅市新町2-21-9
11		新町東保育園	青梅市新町8-5-2
12		鈴の音保育園	青梅市大門3-4-5
13		にこ森保育園	青梅市新町4-14-16
14		東松原保育園	瑞穂町箱根ヶ崎東松原16-8
15		狭山保育園	瑞穂町駒形富士山420-1
16	認可外保育施設	株式会社啓和運輸 きばふるいるま	入間市狭山台18-1
17		ヤクルト青梅保育園	青梅市新町2-17-1
18		特別養護老人ホーム 杜の園保育室	青梅市今井2-1078-1
19		高木病院 さくらんぼ保育室	青梅市新町5-52-5
20		武蔵野台病院 こひつじ保育園	青梅市藤橋3-10-24 ヤマトメディカル2F
21		東京海道病院 すえひろ保育園	青梅市末広町1-4-5
22		高沢病院 ゆうゆう保育所	瑞穂町二本木722-1
23	特別養護老人ホーム	聖愛園	入間市二本木1083-1
24		扇揚苑	入間市大字中神853-1
25		あゆみえん	青梅市新町9-2153-3
26		今井苑	青梅市今井2-1111-1
27		成蹊園	青梅市今井1-521-1
28		青梅天使園	青梅市今井1-2609-1
29		青梅療育院	青梅市今井3-12-6
30		大洋園	青梅市今井5-2440-141
31		杜の園	青梅市今井2-1079
32		みずほ園	瑞穂町箱根ヶ崎922-1
33		良友園	瑞穂町大字箱根ヶ崎670-1
34		フラワープラム	瑞穂町大字長岡長谷部83-1
35	介護老人保健施設	アヴェニール	入間市二本木1082-1
36		介護老人保健施設 青梅すえひろ苑	青梅市末広町1-4-5
37		葵の園・羽村	羽村市栄町3-3-10
38		けんちの苑みずほ	瑞穂町長岡長谷部31-1
39	介護医療院	青梅今井病院介護医療院	青梅市今井一丁目2609-2
40	有料老人ホーム	ラヴィスタ青梅今寺	青梅市今寺4-15-5
41		ラヴィスタ青梅藤橋	青梅市藤橋2-10-3
42		青梅ガーデンハウス	青梅市塩船10
43	認知症高齢者グループホーム	グループホーム はびねす新田山	青梅市新町七丁目28-3
44		地域ケアサポート館 福わ家・グループホーム	青梅市藤橋2-614-6
45		グループホーム 杜の園ながおか	瑞穂町長岡下師岡372-4
46	小規模多機能型居宅介護	地域ケアサポート館 福わ家・小規模多機能	青梅市藤橋2-614-18

出典:「認可保育所一覧」(埼玉県福祉部ホームページ)

「ここ de サーチ」(独立財団法人福祉医療機構ホームページ)

「高齢者施設名簿・情報」(埼玉県福祉部ホームページ)

「障害者福祉施設 指定施設・事業者一覧」(埼玉県福祉部ホームページ)

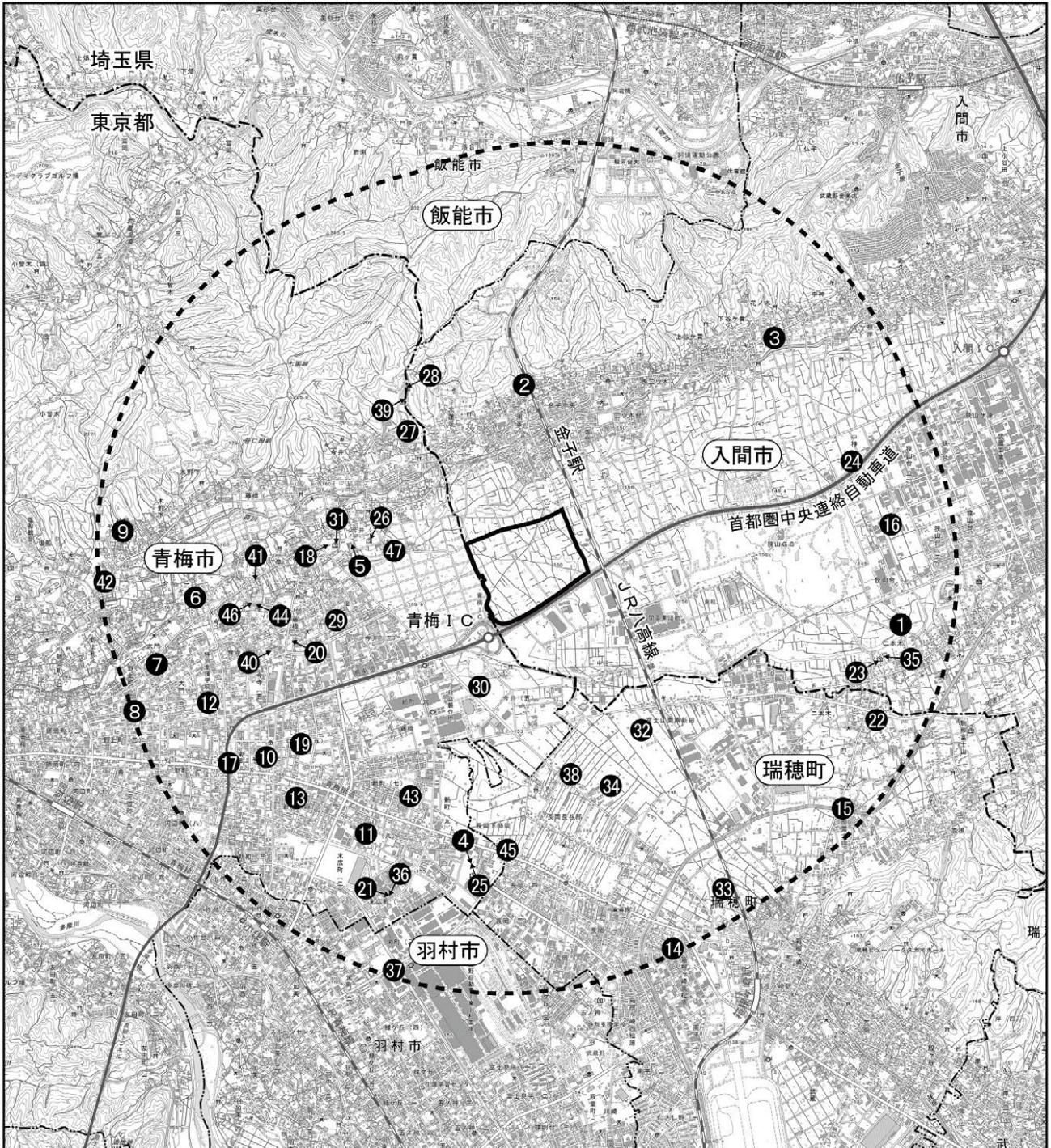
表5.1.5-1(3) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(医療)

番号	分類	名称	所在地	
1	病院	医療法人社団向日葵清心会 青梅今井病院	青梅市今井1-2609-2	
2		医療法人社団仁成会 高木病院	青梅市今寺5-18-19	
3		医療法人財団岩尾会 東京海道病院	青梅市末広町一丁目4-5	
4	診療所	社会福祉法人埼玉会 特別養護老人ホーム 聖愛園医務室	入間市二本木1083-1	
5		扇揚苑医務室	入間市大字中神853-1	
6		大堀医院	青梅市今井5-2440-178	
7		医療法人社団淳心会 ゆだクリニック	青梅市新町6-5-1	
8		医療法人社団順心 青梅順心眼科クリニック	青梅市新町9-4-4	
9		医療法人社団倭林会 藤橋内科クリニック	青梅市藤橋3-10-24	
10		医療法人社団 百瀬医院	青梅市藤橋2-10-2	
11		さくち耳鼻咽喉科クリニック	青梅市今寺5-12-3	
12		野本医院	青梅市新町5-11-60	
13		医療法人社団佳成会 東原診療所	青梅市今寺5-10-46	
14		千葉医院	青梅市新町2-32-1	
15		医療法人社団健真会 新井クリニック	瑞穂町長岡1-51-2 ロングヒルズ1F	
16		酒井医院	青梅市新町4-1-13	
17		医療法人社団福聚会 しんまち総合クリニック	青梅市新町2-18-7	
18		青梅耳鼻咽喉科	青梅市新町2-16-2	
19		新町皮フ科	青梅市新町2-16-2	
20		医療法人社団 新町クリニック	青梅市新町3-53-5	
21		あさひ整形外科クリニック	青梅市新町3-3-1 宇源ビル2F	
22		医療法人社団遼清会 みしま泌尿器科クリニック	青梅市新町3-3-1 宇源ビル2F	
23		医療法人弘祥会 皮膚科・アレルギー科 メディカルクリニック	青梅市新町3-3-1 宇源ビル1F	
24		医療法人社団三清会 小作クリニック	青梅市河辺町8-19-1	
25		わかくさ医院	羽村市小作台2-7-16	
26		医療法人社団真愛会 真鍋クリニック	羽村市小作台2-7-13	
27		羽村透析クリニック	羽村市栄町3-3-10	
28		医療法人社団成蹊会 丸野医院	瑞穂町長岡1-14-9	
29		歯科医院	こころデンタルクリニック	入間市南峯193-1
30			木下歯科医院	入間市二本木1085-3
31			かとう小児・矯正歯科クリニック	入間市木蓮寺607-3
32	坂本歯科クリニック		入間市寺竹770-4 2F	
33	医療法人社団慈鳳会 みのりのもり歯科		青梅市新町6-16-15 ベイシア青梅インター店1F	
34	プラム歯科		青梅市藤橋3-1-12	
35	さくら歯科クリニック		青梅市新町7-47-18	
36	医療法人社団百医会 百瀬歯科医院		青梅市藤橋2-560-44	
37	浜口ファミリー歯科医院		青梅市新町5-32-7	
38	ラーレひまわり歯科		青梅市新町9-2016-14 スーパーオザムラーレ内	
39	アビス歯科医院		青梅市新町5-2-8 小作アビスビル1号室	
40	医療法人財団岩尾会 東京海道病院		青梅市末広町一丁目4-5	
41	医療法人社団恵昇会 小沢歯科医院		青梅市新町3-70-9	
42	武藤歯科クリニック		青梅市新町3-31-3 武藤ビル1F	
43	武尾歯科医院		青梅市新町1-24-12	
44	みずほ歯科医院		瑞穂町長岡1-51-2 ロングヒルズ北側1F	

出典：「埼玉医療機能情報システム」（埼玉県ホームページ）





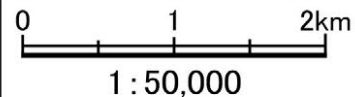


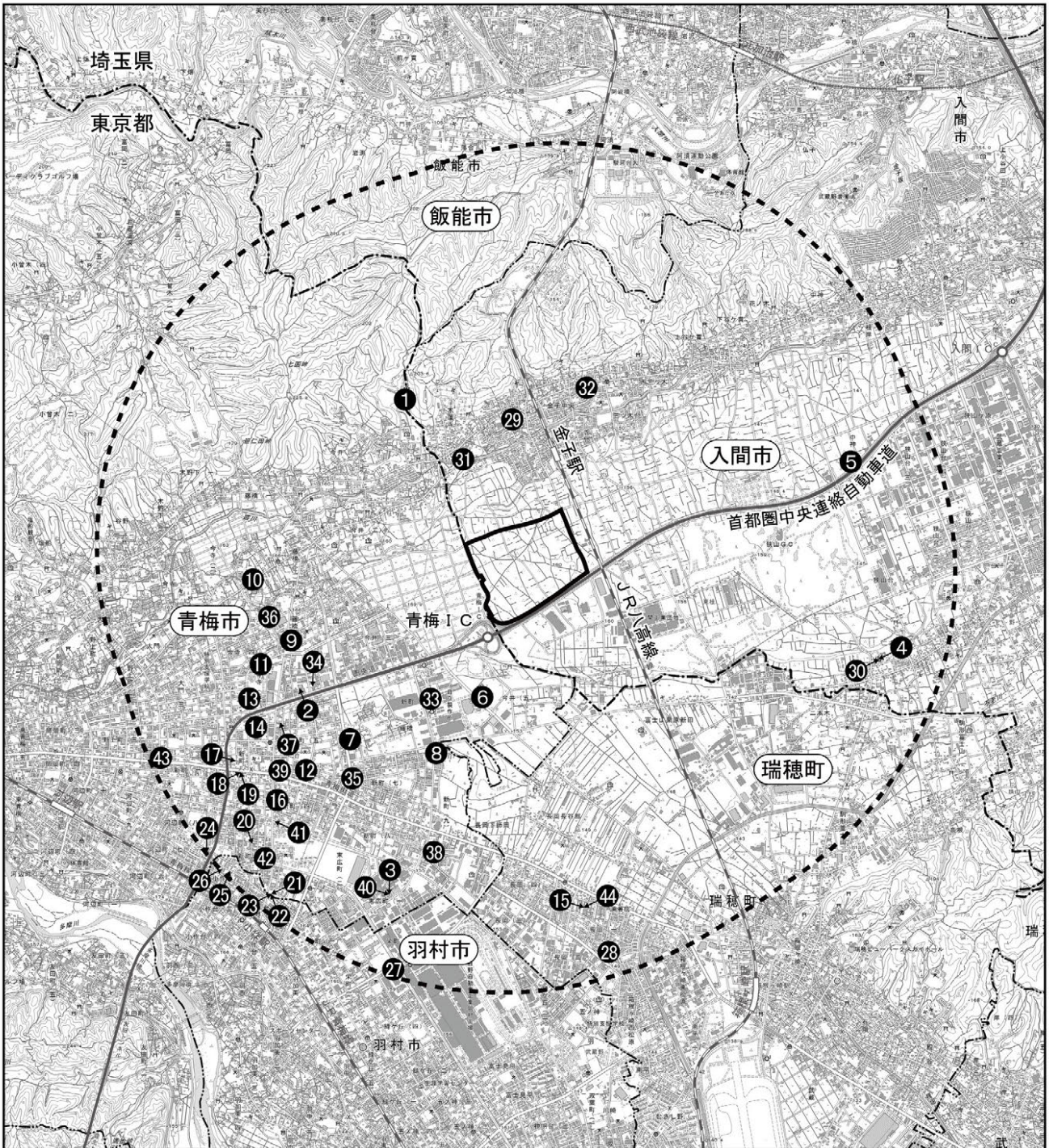
この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- : 環境に影響を及ぼす範囲  
(計画地敷地境界から3km)
- : 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉)

図5.1.5-2 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉)



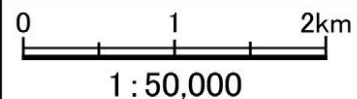


この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- : 環境に影響を及ぼす範囲  
(計画地敷地境界から3km)
- : 環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）

図5.1.5-3 環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）



## 5.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況

### (1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表5.1.6-1に示すとおりである。

計画地が位置する入間市の下水道普及率は、88.6%となっている。

なお、「埼玉の下水道2022」（埼玉県）によると、計画地は荒川右岸流域下水道の計画処理区域外となっている。

表5.1.6-1 公共下水道整備状況(令和元年度末)

市町	区分	行政人口 (A) (人)	処理人口 (B) (人)	普及率 (B)/(A) (%)
入間市	荒川右岸	146,074	129,476	88.6%
飯能市	単独公共	78,496	56,225	71.6%
青梅市	多摩川上流流域下水道	130,762	128,380	98.2%
羽村市		54,514	54,350	99.7%
瑞穂町		32,293	31,704	98.2%

備考：行政人口は、令和3年3月末日現在の住民基本台帳人口を示す。

\*は、特定環境保全公共下水道を含む。

出典：「公共下水道整備状況一覧表」（埼玉県ホームページ）

「東京都統計年鑑」（東京都ホームページ）

## (2) し尿処理

関係市町のし尿処理量は表5.1.6-2に、入間市のし尿処理量の推移は表5.1.6-3に示すとおりである。

計画地が位置する入間市では、令和3年度のし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は13,127kLとなっている。入間市の平成29年度～令和3年度のし尿処理量の推移をみると、減少傾向で推移している。一方、浄化槽汚泥が占める割合は、平成29年度から平成30年度は減少傾向であるが、平成30年度から令和3年度は増加傾向で推移している。

表5.1.6-2 関係市町のし尿処理量(令和3年度実績)

市町	くみ取り		浄化槽		処理合計量 (kL)
	非水洗化人口 (人)	くみ取りし尿 処理量 (kL)	浄化槽人口 (人)	浄化槽汚泥 処理量 (kL)	
入間市	503	727	17,739	12,400	13,127
飯能市	2,326	2,481	22,905	19,552	22,033
青梅市	1,104	1,114	920	1,704	2,818
羽村市	7	52	15	495	547
瑞穂町	128	217	605	508	725

出典：「一般廃棄物処理事業の概況（令和3年度実績）」（埼玉県ホームページ）  
「一般廃棄物処理基本計画」（令和4年）青梅市、羽村市、瑞穂町

表5.1.6-3 入間市のし尿処理量の推移

年度	収集量合計 (kL)	年間処理量 (kL)		
		し尿処理量	浄化槽汚泥 処理量	合計
平成29年度	12,477	1,014	11,463	12,477
平成30年度	12,292	869	11,423	12,292
令和元年度	12,730	867	11,863	12,730
令和2年度	12,907	877	12,030	12,907
令和3年度	13,127	727	12,400	13,127

出典：「一般廃棄物処理事業の概況（平成29年度～令和3年度実績）」（埼玉県ホームページ）

### (3) ごみ処理

関係市町におけるごみ処理量は表5.1.6-4に、計画地が位置する入間市のごみ処理量の推移は表5.1.6-5に示すとおりである。

入間市のごみ処理量は、令和2年度以降は減少傾向にあり、1人1日あたりの排出量も過去5年では減少している。

なお、入間市のごみ処理施設である「総合クリーンセンター」（入間市大字大字新久127-1）は、図5.1.6-1に示すとおり、計画地の北東約4kmに位置している。

表5.1.6-4 関係市町のごみ処理量(平成30 年度実績)

単位：t

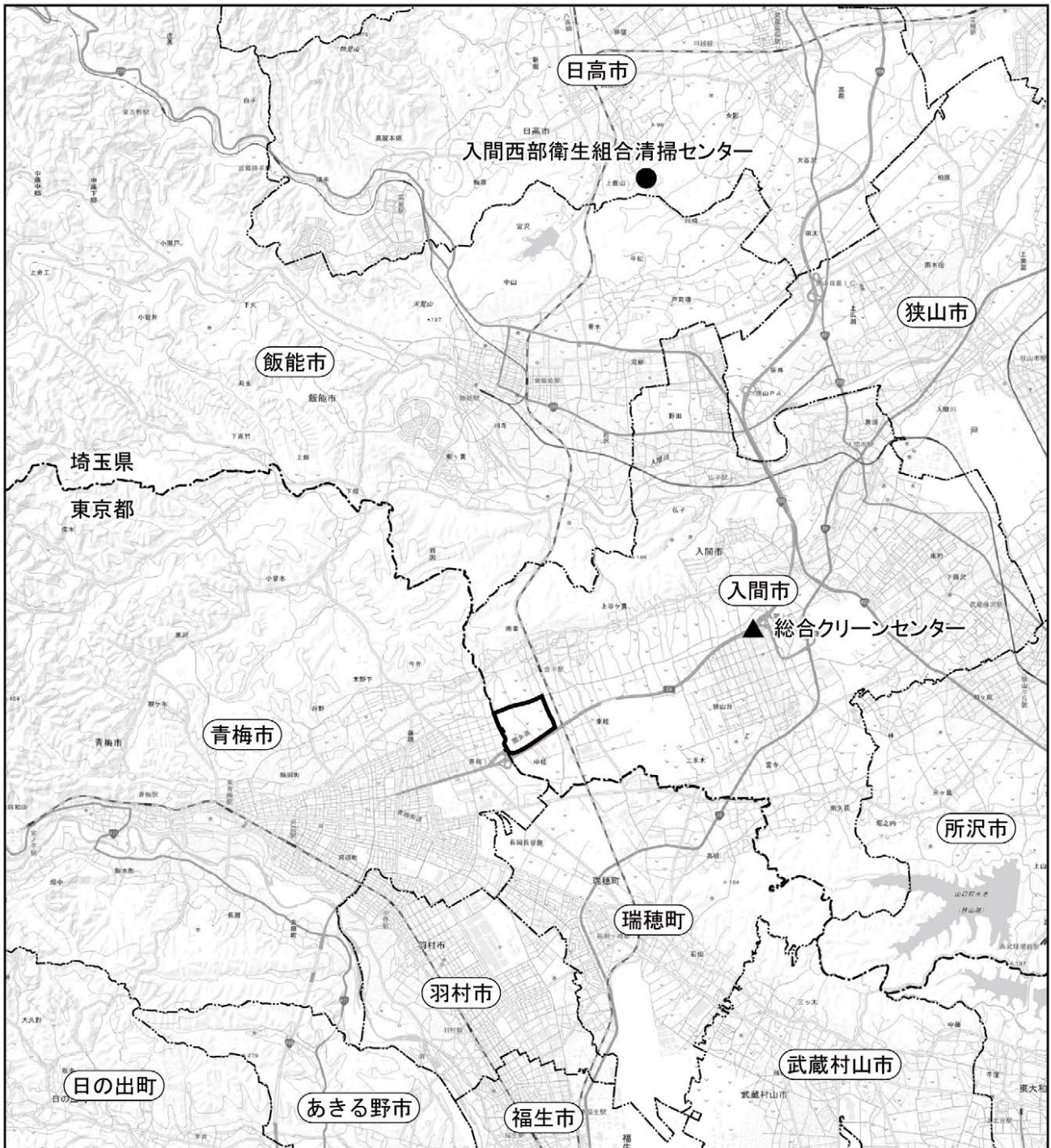
市町	事業系	生活系		集団回収量	合計	
		資源ごみ量	家庭系ごみ量			
入間市	8,055	35,567	6,852	28,715	1,443	45,065
飯能市	3,690	19,674	4,605	15,069	255	23,619
青梅市	5,625	32,531	7,501	25,030	2,415	40,571
羽村市	2,416	13,759	4,132	9,627	729	16,904
瑞穂町	2,197	8,967	2,510	6,457	210	11,374

出典：「一般廃棄物処理事業の概況（令和3年度実績）」（埼玉県ホームページ）  
「一般廃棄物処理基本計画」（令和4年）青梅市、羽村市、瑞穂町

表5.1.6-5 入間市のごみ処理量の推移

年度	計画収集人口（人）	ごみ排出量			合計（t）	一人一日あたりの排出量（g）
		事業系（t）	生活系（t）	集団回収量（t）		
平成29年度	148,708	8,852	35,544	2,484	46,880	864
平成30年度	148,452	8,705	35,282	2,236	46,223	853
令和元年度	147,986	8,619	35,291	2,048	45,958	849
令和2年度	147,312	7,926	36,902	1,584	46,412	863
令和3年度	146,419	8,055	35,567	1,443	45,065	843

出典：「一般廃棄物処理事業の概況（平成29年度～令和3年度実績）」（埼玉県ホームページ）

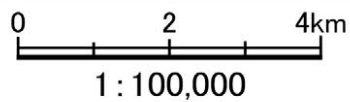


この地図は「地理院地図」（令和5年7月閲覧、国土地理院ホームページ）を使用して作成したものである。

凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- : し尿処理施設
- : ごみ処理施設

図5.1.6-1 入間市のし尿処理施設及びごみ処理施設



## 5.1.7 法令による指定及び規制等の状況

### (1) 大気汚染

#### ① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準は、表5.1.7-1、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表5.1.7-2に示すとおりである。

表5.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<長期的評価> 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	<長期的評価> <短期基準> 長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 <長期基準> 測定結果の1年平均値について評価を行う。 環境基準達成状況については、上記の長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において1年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月、環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月、環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月、環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月、環境省告示第33号）

表 5.1.7-2 大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

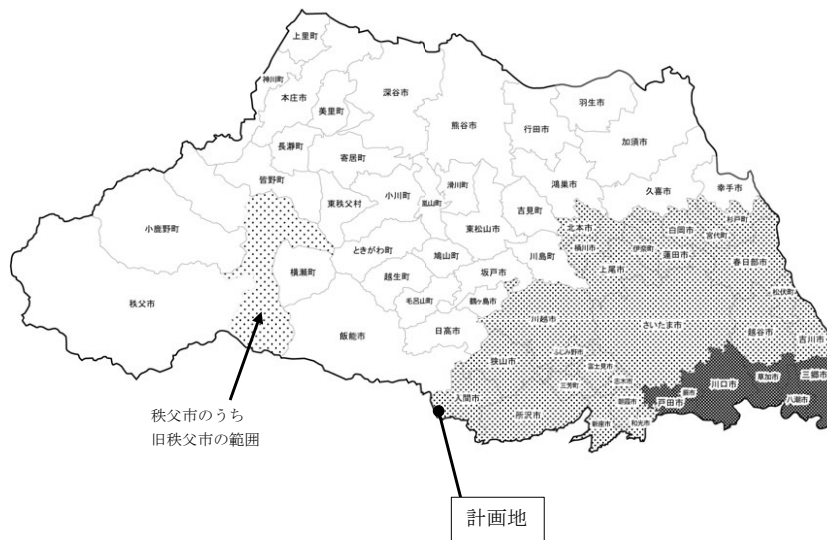
② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、図5.1.7-1に示すとおりである。計画地は28号地域に該当するため、K値14.5が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では27号地域のみが指定地域であるため、計画地には適用されない。



根拠法令	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例
項目 地域	法第3条第2項 (地域区分)	法第3条第2項 (一般排出基準)	法第3条第3項	条例第50条
			S49.4.1以降設置	
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課）

図5.1.7-1 硫黄化合物に係るK値規制図



(イ) ばいじん

ばい煙発生施設のうち、埼玉県において設置件数の多いばい煙発生施設及び本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンの「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表5.1.7-3に示すとおりである。

表5.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の 種類		規模 (最大排ガス 量) (万 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ )	標準酸素 濃度 (0n%)	一般排出 基準 ( $\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ )	備考	
					一般排出基準 ( $\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ )	0n の扱い
ボイラー	ガス専焼 ボイラー	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼 及び液体 ・ガス混焼 ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4~20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1~4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 0s
ガスタービン	—	16	0.05	昭和63年1月31日 までに設置された 施設及び非常用施 設は当分の間適用 を猶予する	—	

備考：既設とは昭和57年6月1日以前に設置された施設をいう。

標準酸素濃度が0sとは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課）

(ウ) 窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、窒素酸化物の排出基準及び指導基準は表5.1.7-4に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき排出基準が定められている。

表5.1.7-4 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準(抜粋)

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (0n%)	排出基準 <sup>注4</sup> (ppm)	指導基準 <sup>注5</sup> (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	—
		10～50		100	—
		4～10		100	—
		1～4		130	—
		1 未満		150	—
	排煙脱硫装置付 <sup>注1</sup> 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1 未満		180	160
	液体燃焼ボイラー <sup>注2</sup> (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
1 未満		180		160	
ガスター ビン <sup>注3</sup>	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20
	液体燃焼	4.5 以上			10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20

注1) 昭和52年6月18日以前に排煙脱硫装置をつけたもの(排ガス量が1万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>N/h 未満のものについては、昭和52年9月10日以前)。

注2) 液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月9日までに設置された排ガス量が5,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>N/h 未満の過負荷燃焼型のもは適用が除外される。

注3) 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

注4) 排出基準については、ボイラーは昭和52年9月10日以降、ガスタービンは平成3年2月1日以降に設置のものについての数値。

注5) 指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス5,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>N/h以上の施設に適用される。なお、熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常施設は除く。

出典：「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県環境部大气環境課)

(エ) 揮発性有機化合物 (VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) 発生施設に係る排出基準は、表5.1.7-5に示すとおりである。

表5.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)の排出基準

項	VOC 排出施設の種類の種類	規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m <sup>3</sup> /時以上	600ppmC
2	塗装施設 (吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /時以上	自動車製造の用に供するもの 既設 : 700ppmC 新設 : 400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装 及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> /時以上	木材・木製品 (家具を含む) の製造に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミ ネート容器包装、粘着テープ・粘着シ ートまたは剥離紙の製造における接着 の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設 (木材・木 製品の製造の用に供する施設及び4の 項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥 施設	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設 (洗浄の用に供す る乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接す る面の面積が5m <sup>2</sup> 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8度において蒸気圧が20キロパスカ ルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タ ンク (密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋 根式を含む。)) のものを除く。)	容量が1,000kL以上	新設 全て : 60,000ppmC
			既設 2,000kL以上 : 60,000ppmC 2,000kL未満 : 当分の間猶予

備考 : 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、送風機の排風能力を規模の指標とする。また、複数ある場合には、その能力を合算する。

「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まないものとする。

「乾燥施設」には、「焼付施設」も含む。

「乾燥施設」はVOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるもの。

既設とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設 (設置の工事が着手されているものを含む)。

ppmCとは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率を示す。

出典 : 「埼玉県の大気規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」 (平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課)

(オ) 炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素の発生施設に係る規制基準及び規制要件は、表5.1.7-6に示すとおりである。

表5.1.7-6 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素の規制基準

項	指定炭化水素類発生施設の種類	規制対象規模	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク(一タンクの貯蔵容量が500kL以上のもの)	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンクまたはこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク(一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が27kL以上となる事業所に設置されているもの)	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの(一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が1,000kL以上となる事業所に設置されているもの)	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が23kg以上となる事業所に設置されているもの	処理設備(内蔵されるものを含む。)を設置し、適正に稼働させること。
5	製造設備	炭化水素類等の製品(食料品を除く。)を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が180kL以上であること	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6	使用施設	<p>物(食料品を除く。)の製造において炭化水素類等(燃料として使用するものを除く。)を使用する規則で定める施設※</p> <p>炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり500kg以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり5,000kg以上である事業所に設置されている施設が対象</p> <p>※規則で定める施設(規則第30条第2項、規則別表第3)</p> <p>①塗装の用に供する施設(塗装、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>②印刷の用に供する施設(印刷、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>③接着の用に供する施設(接着又は乾燥施設)</p> <p>④その他の施設(洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの)</p>	<p>1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷またはプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設</p> <p>・規制基準:イ、ロまたはハ(いずれかを選択することができる)</p> <p>2 1 を除く使用施設</p> <p>・規制基準:イまたはロ(いずれかを選択することができる)</p> <p><b>【規制基準】</b></p> <p>イ 使用施設を設置する工場または事業場におけるAの値が30%以下であること。</p> $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間排出量(kg)}}{\text{原材料の年間使用量(kg)}} \times 100$ <p>ロ 使用施設を設置する工場または事業場における次の式により算定されるBの値が50%以下であること。</p> $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間排出量(kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量(kg)}} \times 100$ <p>ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。</p>

備考: 「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

出典: 「埼玉県の大气規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成30年8月、埼玉県環境部大气環境課)



表5.1.7-7(1) 自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく排出基準

車種		排出基準
ディーゼル乗用車		NO <sub>x</sub> : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
バス・トラック等 (ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)	車両総重量区分	1.7t 以下 NO <sub>x</sub> : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
		1.7t 超 2.5t 以下 NO <sub>x</sub> : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
		2.5t 超 3.5t 以下 NO <sub>x</sub> : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
		3.5t 超 NO <sub>x</sub> : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

出典：「自動車NO<sub>x</sub>・PM法の車種規制について」(平成17年9月、環境省)

表5.1.7-7(2) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく粒子状物質の排出基準

車種		排出基準
ディーゼル車の貨物・乗合(バス)・特種自動車(ディーゼル乗用車、乗用車をベースに改造した特種自動車は対象外)	車量 総重量 区分	1.7t 以下 0.052g/km
		1.7t 超 2.5t 以下 0.06g/km
		2.5t 超 0.18g/kWh

備考：初度登録の日から7年間は、規制を適用しない。

出典：「埼玉県生活環境保全条例による自動車対策の概要」(埼玉県環境部ホームページ)

## (2) 水質

### ① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月、環境庁告示第59号）のうち、人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準は表5.1.7-8に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）は表5.1.7-9(1)～(2)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月、環境庁告示第10号）は表5.1.7-10に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質の汚濁に係るダイオキシン類の環境基準（平成11年12月、環境庁告示第68号）は、表5.1.7-11に示すとおりである。

表5.1.7-8 人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値である。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表5.1.7-9(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表5.1.7-9(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）



表5.1.7-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
  - 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月、環境庁告示第10号）

表5.1.7-11 ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値 (年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

備考：水底の底質を除く。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準、及び指定地域または指定地域

水質汚濁に関しては「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（上乗せ条例）」（昭和46年埼玉県条例第61号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等がある。

「埼玉県生活環境保全条例」では、特定施設の種類（業種その他の区分）及び排出水の量に応じた上乗せ基準が設定され、県内全域の公共用水域について適用されている。

表5.1.7-12 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準

項目	排水基準 (mg/L)	項目	排水基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物 <sup>注1</sup>	カドミウム 0.03	四塩化炭素	0.02
シアン化合物	シアン 1	1,2-ジクロロエタン	0.04
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1	1,1-ジクロロエチレン	1
鉛及びその化合物	鉛 0.1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
六価クロム化合物	六価クロム 0.5	1,1,1-トリクロロエタン	3
砒素及びその化合物	砒素 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005	1,3-ジクロロプロペン	0.02
アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界 0.0005)	チウラム	0.06
ポリ塩化ビフェニル	0.003	シマジン	0.03
トリクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.2
テトラクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.1
ジクロロメタン	0.2	セレン及びその化合物	セレン 0.1
		ほう素及びその化合物 <sup>注1</sup>	ほう素 10
		ふっ素及びその化合物 <sup>注1</sup> <sup>注2</sup>	ふっ素 8
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <sup>注1</sup>	100 <sup>注3</sup>
		1,4-ジオキサン	0.5

注1) 一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。

注2) 一部の業種について、上乗せ条例による暫定基準が適用される。

注3) 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。

出典：「工場・事業場等排水の水質規制」（令和5年2月、埼玉県環境部）

### (3) 騒音

#### ① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」（平成10年9月環境庁告示第64号）は、表5.1.7-13に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ環境基準が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、一般地域のB類型の基準の適用を受ける。

表5.1.7-13 騒音に係る環境基準

地域の類型／地域の区分			時間の区分	
			昼間 (午前6時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 午前6時)
一般地域	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
	B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55dB 以下	45dB 以下
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下
	C地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路に近接する空間 (特例)		屋外	70dB 以下	65dB 以下
		窓を閉めた屋内 <sup>注</sup>	45dB 以下	40dB 以下

注) 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

注) 地域の指定は平成24年3月30日入間市告示103号及び平成31年3月22日入間市告示78号による。

注) 工業専用地域には適用されない。

備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路15m
- ・2車線を超える車線を有する道路20m

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

入間市における「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は、表5.1.7-14に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。

表5.1.7-14 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	基準値 (dB)	作業禁 止時間	最大作 業時間	最大 作業 日数	作業 禁止 日
区域区分							
1号 区域	第1種・第2種低層 住居専用地域 田 園住居地域 第1種・第2種中高 層住居専用地域第 1種・第2種住居地 域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定の ない区域 都市計画区域外 (一部地域) 上記以外の区域で 、学校、保育所、 病院、有床診療所 、図書館、特別養 護老人ホーム、幼 保連携型認定こど も園の周囲おおむ ね 80m以内の区域	1 くい打機(もんけん1くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜 機又はくい打くい抜機(圧入 式を除く。)を使用する作業(こ い打機をアースオーガーと併 用する作業を除く。) 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(作業 地点が連続的に移動する作業に あつては、1日における当該作 業に係る 2地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。) 4 空気圧縮機(電動機以外の原動 機を用いるもの、その原動機の 出力が15kW以上のものに限る。 )を使用する作業(さく岩機の動 力として使用する作業を除く。 ) 5 コンクリートプラント(混練機 の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの に限る。)又はアスファルトプ ラント(混練機の混練重量が 200kg以上のものに限る。)を設 けて行う作業(モルタルを製造 するためにコンクリートプラ ントを設けて行う作業を除く。) 作業	85	午後 7時 ～ 午前 7時	10時間 /日	連続 6日	日曜 ・ 休日
		2号 区域					

備考：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

規制区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典：「建設業のみなさまへ(特定建設作業の騒音・振動規制)」(平成30年10月、埼玉県環境部)

### イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

入間市における「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づく自動車騒音の要請限度は、表5.1.7-15に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、b区域の基準が適用される。

表5.1.7-15 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 午前6時)
1	a 区域及びb 区域のうち 1車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
2	a 区域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
3	b 区域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

備考：（ ）内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

a 区域：(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

(2) 狭山近郊緑地保全区域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（a区域の項の(2)を除く。）

c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

出典：「令和5年版埼玉県環境白書」（令和5年12月、埼玉県）、入間市告示102号（平成24年3月）及び入間市告示77号（平成31年3月）

### ウ. 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

入間市における「騒音規制法」及び「埼玉県生活保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表5.1.7-16に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、第2種区域の基準が適用される。

表5.1.7-16 「騒音規制法」・「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

区域区分	時間区分		
	昼間 (午前8時～ 午後7時)	朝・夕 (午前6時～午前8時・ 午後7時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌朝 の午前6時)
第1種区域	50db	45dB	45dB
第2種区域	55db	50dB	45dB
第3種区域	65db	60dB	50dB
第4種区域	70db	65dB	60dB

備考：第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次のとおりである。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域、都市計画区域外（一部地域）

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域（一部地域）

学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dB減じた値とする。（第1種区域は除く。）

出典：「事業者のみなさまへ（工場・事業場等の騒音・振動規制）」（平成30年10月、埼玉県環境部）

(4) 振動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

入間市における「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は、表5.1.7-17に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。

表5.1.7-17 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

区域区分		基準種別	特定建設作業	基準値 (dB)	作業 禁止 時間	最大 作業 時間	最大 作業 日数	作業 禁止 日
1号 区域	第1種・第2種低層 住居専用地域 田園 住居地域 第1種・第2種中高 層住居専用地域第1 種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定の ない区域 都市計画区域外 (一部地域) 上記以外の区域で、 学校、保育所、病院 、有床診療所、図書 館、特別養護老人ホ ーム、幼保連携型認 定こども園の周囲お おむね80m以内の区 域	1 くい打機（もんけん・圧入 式を除く。）、くい抜機（ 油圧式を除く。）又はくい 打くい抜機（圧入式を除く 。）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その 他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作 業（作業地点が連続的に移 動する作業にあつては、1日 における当該作業に係る2地 点間の最大距離が50mを超 えない作業に限る。） 4 ブレーカー（手持式を除く。 ）を使用する作業（作業地点 が連続的に移動する作業に あつては、1日における該作 業に係る2地点間の最大距離 が50mを超えない作業に限 る。）	75	午後 7時 ～ 午前 7時	10 時間 /日	連続 6日	日曜 ・ 休日	
				午後 10時 ～ 午前 6時	14 時間 /日			
2号 区域	工業地域 工業専用地域							

備考：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

規制区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典：「建設業のみなさまへ（特定建設作業の騒音・振動規制）」（平成30年10月、埼玉県環境部）

## イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

入間市における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表5.1.7-18に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、計画地周辺の道路については第1種区域の基準が適用される。

表5.1.7-18 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分		表時間の区分	昼間 (午前8時～ 午後7時)	夜間 (午後7時～ 午前8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域準住居地域 用途地域の定めのない地域		65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70dB	65dB

出典：「令和3年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和5年2月、埼玉県環境部）

## ウ. 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場に係る振動の規制基準

入間市における「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準は、表5.1.7-19に示すとおりである。

計画地が位置する入間市は、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は市街化調整区域に位置しており、第1種区域の基準が適用される。

表5.1.7-19 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

区域の区分	昼間 (午前8時～ 午後7時)	夜間 (午後7時～ 午前8時)
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB

備考：第1種区域、第2種区域の区分は、次のとおりである。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域、都市計画区域外（一部地域）

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dB減じた値とする。（第1種区域は除く。）

出典：「事業者のみなさまへ（工場・事業場等の騒音・振動規制）」（平成30年10月、埼玉県環境部）

(5) 土壌汚染

① 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表5.1.7-20に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表5.1.7-21に示すとおりである。

表5.1.7-20 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg について 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考:

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
  2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
  3. 「検液中に検出されないこと」とは、その結果が定量限界を下回ることをいう。
  4. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
  5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 出典:「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月、環境庁告示第46号)



表5.1.7-21 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/L 以下

(6) 地盤沈下

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「工業用水法」（昭和31年法律第146号）及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号）の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。入間市は、図5.1.7-3に示すとおり第一種指定地域に指定されている。



出典：「地下水採取の規制」（平成31年2月、埼玉県環境部）

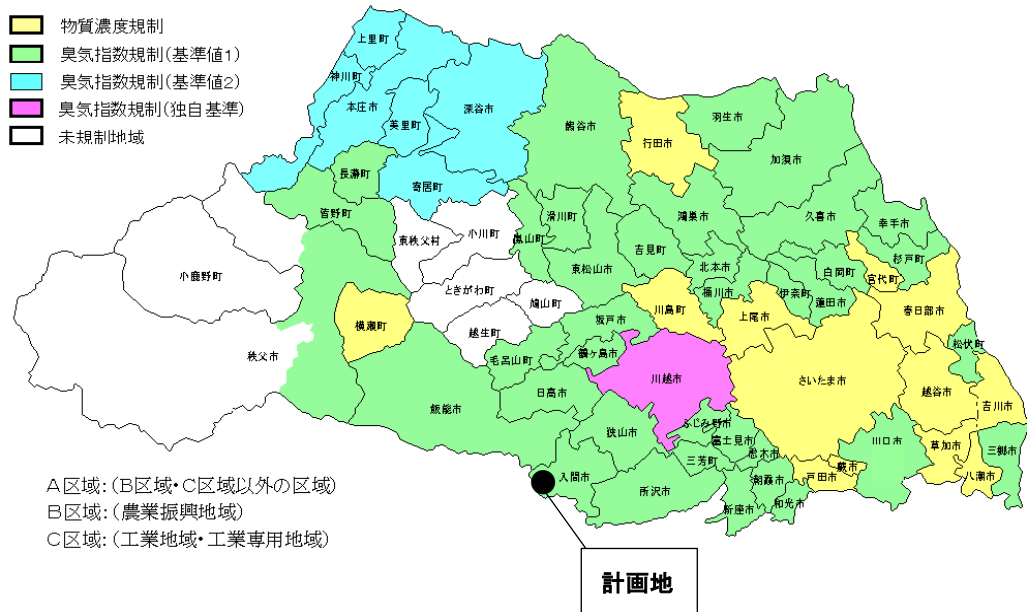
図5.1.7-3 地下水採取地域規制

(7) 悪臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

入間市は、図5.1.7-4に示すとおり「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に基づく臭気指数規制（基準値1）の規制地域に指定されている。規制基準は、表5.1.7-22に示すとおりである。計画地は農業振興地域に含まれていることから（図5.1.7-4参照）、B区域の基準が適用される。関係市町である飯能市、青梅市及び羽村市、瑞穂町は、臭気指数による規制地域に指定されている。

なお、入間市は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域に指定されていない。



出典：「悪臭防止法（臭気指数規制）について」（埼玉県ホームページ）

図5.1.7-4 悪臭防止法規制地域

表5.1.7-22 「悪臭防止法」に基づく規制基準（敷地境界及び排出口）

区域区分	基準値 1	煙突等の排出口における規制基準	排出水中の規制基準
A区域 (B、C区域を除く区域)	臭気指数 15	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出
B区域 (農業振興地域)	臭気指数 18		
C区域 (工業地域・工業専用地域)	臭気指数 18		

注 1) 臭気指数：臭気濃度の値の対数に10を乗じた数値

注 2) 臭気濃度：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数

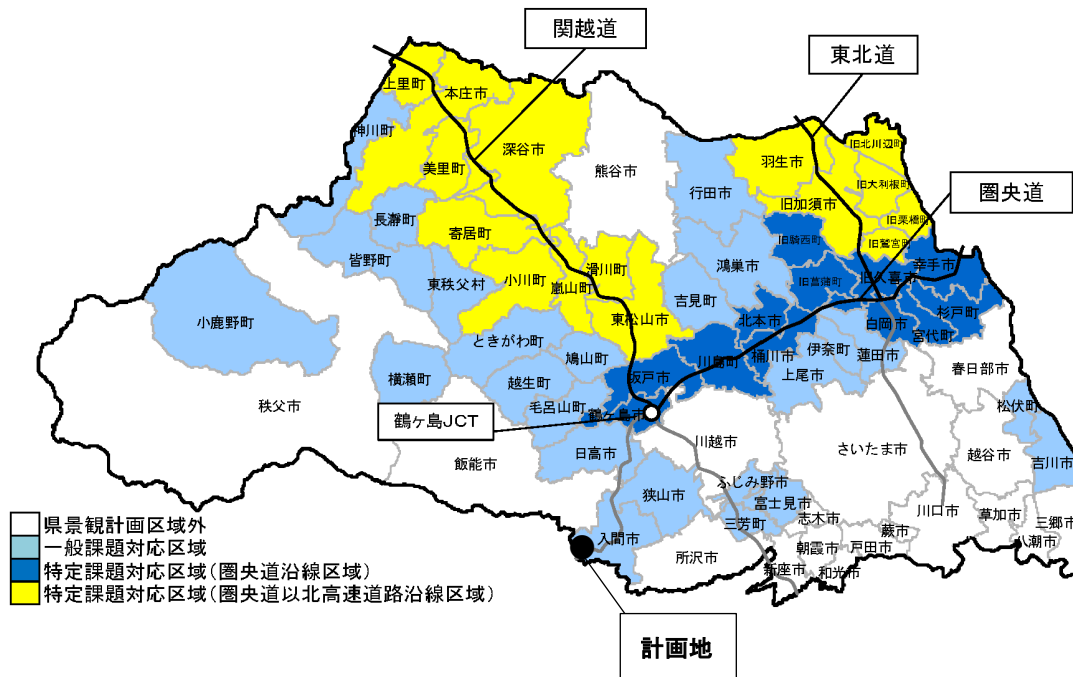
出典：「悪臭防止法（臭気指数規制）について」（埼玉県ホームページ）

## (8) 景観

埼玉県では、「景観法」（平成16年法律第110号）に基づき、地域の特性を活かした景観形成を進めるため「埼玉県景観条例」（平成19年7月埼玉県条例第46号）を制定し、「埼玉県景観計画」（平成19年8月31日告示、平成28年3月29日変更告示、平成28年4月1日施行）を策定している。

「埼玉県景観計画」では、埼玉県の全域を景観計画区域に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する方針等を定めており、計画地は「一般課題対応区域」に指定されている。

景観計画区域内においては、一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕、資材置き場の整備等の行為については届出が必要となる。届出の際は、外観の色彩やデザイン等について、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。



出典：「景観法に基づく届出について」（埼玉県ホームページ）

図5.1.7-5 景観計画区域

## (9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年、法律第137号）において、また埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、令和3年度～令和7年度を計画期間とし、「県、市町村、県民及び事業者など全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環社会」の実現を目指すことを掲げ、具体的には令和7年度の目標値を設定、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時のレジリエンスの強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」を4つの柱として施策を展開することとしている。

## (10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年、法律第117号）において、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務づけられている。また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（平成25年5月改正、法律第25号）においては、エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kL/年以上の事業者の目標である「中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減」に加え、具体的な指針として「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」が制定されており、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者及び荷主に対しても、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務づけに加え、電気の需要の平準化に資する措置に関する指針が制定されている。

埼玉県では、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、低炭素社会の実現により良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年3月）を制定している。また、令和5年3月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を改定し、令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減することを温室効果ガスの排出削減目標としている。

## (11) 自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表5.1.7-23に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく特定猟具使用禁止区域（銃）等に指定されている。

表5.1.7-23 計画地及び周辺の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無 <sup>(注)</sup>		関係法令等	
		計画地	周辺		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		県指定鳥獣保護区	×	○	
		特別保護地区	×	×	
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○	
特定猟法禁止区域（鉛散弾）		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	○	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○	河川法	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
利土地	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画民有林	×	○	森林法	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)		×	○	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	入間市文化財保護条例
			×	○	飯能市文化財保護条例
			×	○	青梅市文化財保護条例
			×	×	羽村市文化財保護条例
	×	○	瑞穂町文化財保護条例		
景観	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例	

注) 指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。